

資料

＜企画課国立施設管理室＞

1 国立更生援護施設の概要

施設名		所在地	事業内容等
国立身体障害者リハビリテーションセンター (更生訓練所・病院・研究所・学院) TEL 04-2995-3100 FAX 04-2995-3102		埼玉県 所沢市	ア 一般リハビリテーション課程 肢体不自由、聴覚言語障害、視覚障害等 定員 330名 イ 理療教育課程 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 135名(45名) ・中卒5年課程 定員 75名(15名) ※ () は各年度の募集人員 ウ 生活訓練課程 中途失明者に対し、社会生活に適応させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 40名
国立 立 光 明 寮	国立函館視力障害センター TEL 0138-59-2751 FAX 0138-59-4383	北海道 函館市	ア 理療教育課程 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 各センター90名(30名) ・中卒5年課程 定員 各センター75名(15名) ※ () は各年度の募集人員 イ 生活訓練課程 中途失明者に対し、社会生活に適応させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 各センター20名
	国立塩原視力障害センター TEL 0287-32-2934 FAX 0287-32-2941	栃木県 那須郡 塩原町	
	国立神戸視力障害センター TEL 078-923-4670 FAX 078-928-4122	兵庫県 神戸市	
	国立福岡視力障害センター TEL 092-806-1361 FAX 092-806-1365	福岡県 福岡市	
国立 保 養 所	国立伊東重度障害者センター TEL 0557-37-1308 FAX 0557-36-0571	静岡県 伊東市	重度の肢体不自由者に対し以下の訓練を実施 ・理学療法・作業療法等の医学的リハビリテーションの実施 ・職能訓練 ・心理判定、ケースワーク等の心理的・社会的リハビリテーションの実施 定員 各センター100名
	国立別府重度障害者センター TEL 0977-21-0181 FAX 0977-21-2794	大分県 別府市	
国立 児立 施知 設的 障	国立秩父学園 TEL 04-2992-2839 FAX 04-2995-2253	埼玉県 所沢市	知的障害の程度が著しい児童または視覚等に障害のある知的障害児に対する保護・指導の実施 定員 125名

(参考) 国立更生援護施設ホームページアドレス一覧

施設名	ホームページアドレス
国立身体障害者リハビリテーションセンター	http://www.rehab.go.jp/
国立函館視力障害センター	http://www.hakodate-nhb.go.jp/
国立塩原視力障害センター	http://www.shiobara-nhb.go.jp/
国立神戸視力障害センター	http://www.kobe-nhb.go.jp/
国立福岡視力障害センター	http://www.fukuoka-nhb.go.jp/
国立伊東重度障害者センター	http://www.ito-nrh.go.jp/
国立別府重度障害者センター	http://www.beppu-nrh.go.jp/
国立秩父学園	http://www.chichibu-gakuen.go.jp/

2 高次脳機能障害支援モデル事業 [概念図]

13～15年度

16～17年度 (予定)

18年度以降

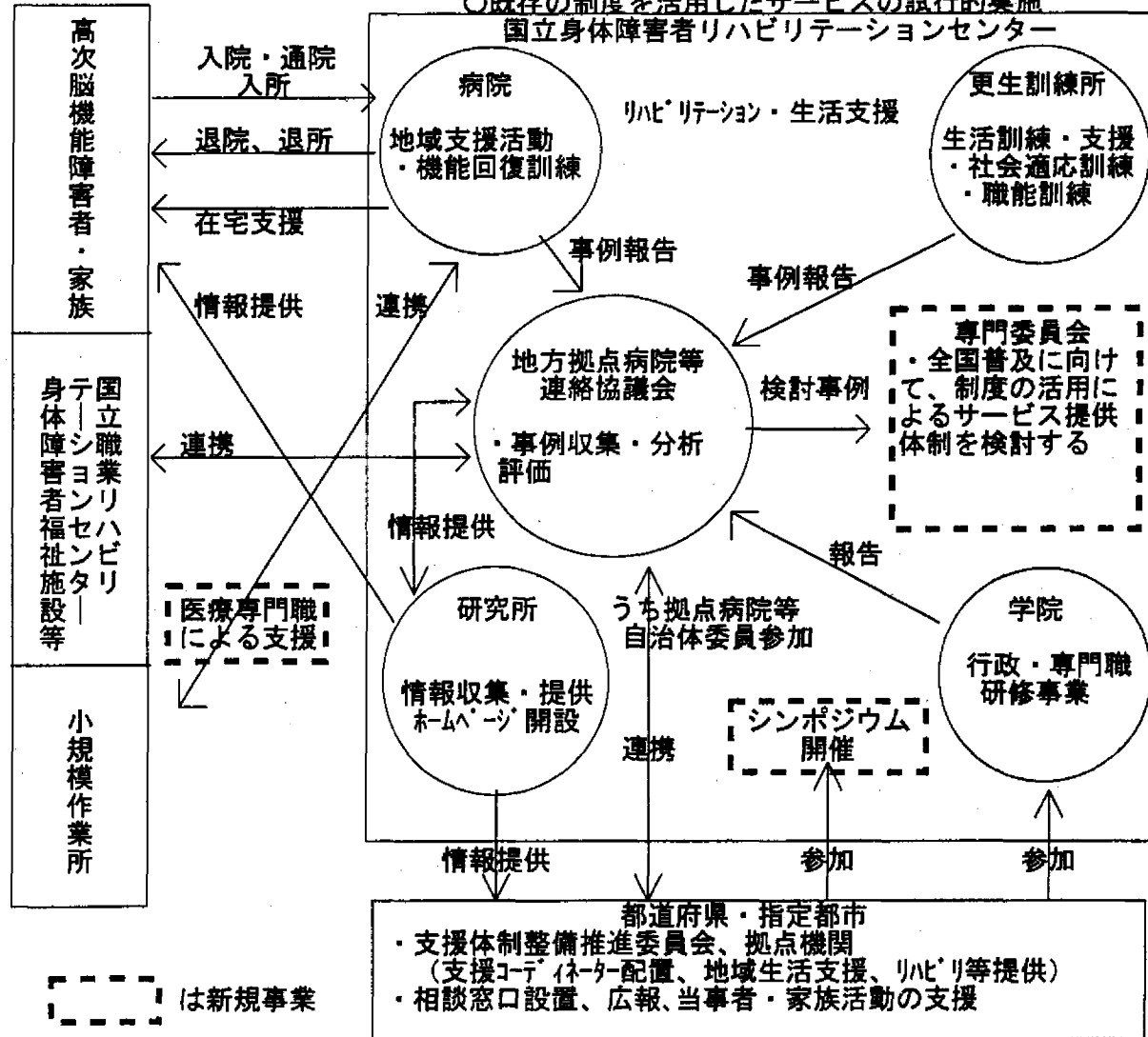
○サービスの試行的実施

○既存の制度を活用したサービスの試行的実施
 国立身体障害者リハビリテーションセンター

○全国で各種制度を活用して、確立された支援プログラムを実施

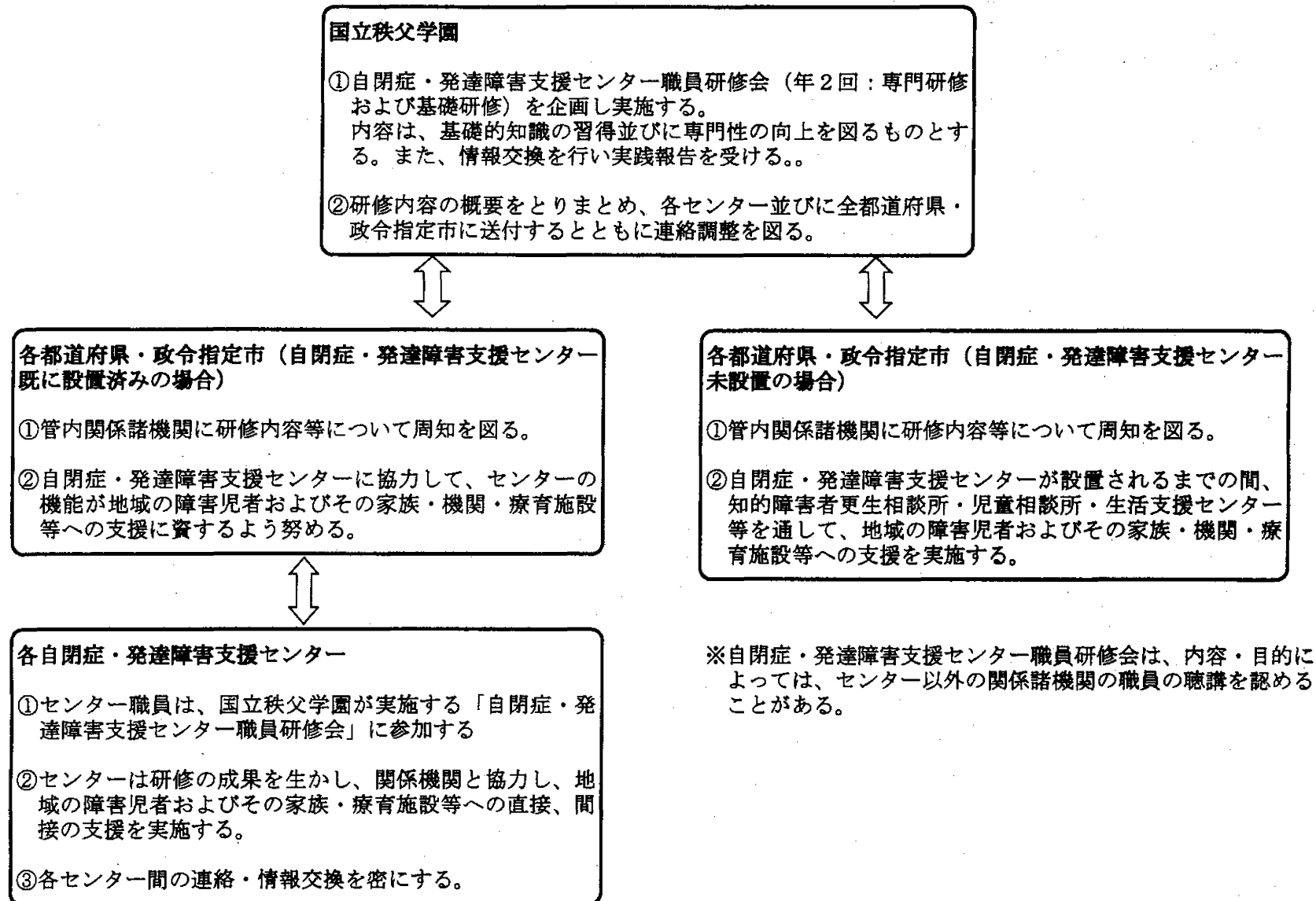
事例収集・分析

↓
 「評価基準」
 「訓練プログラム」
 「支援プログラム」
 の提示

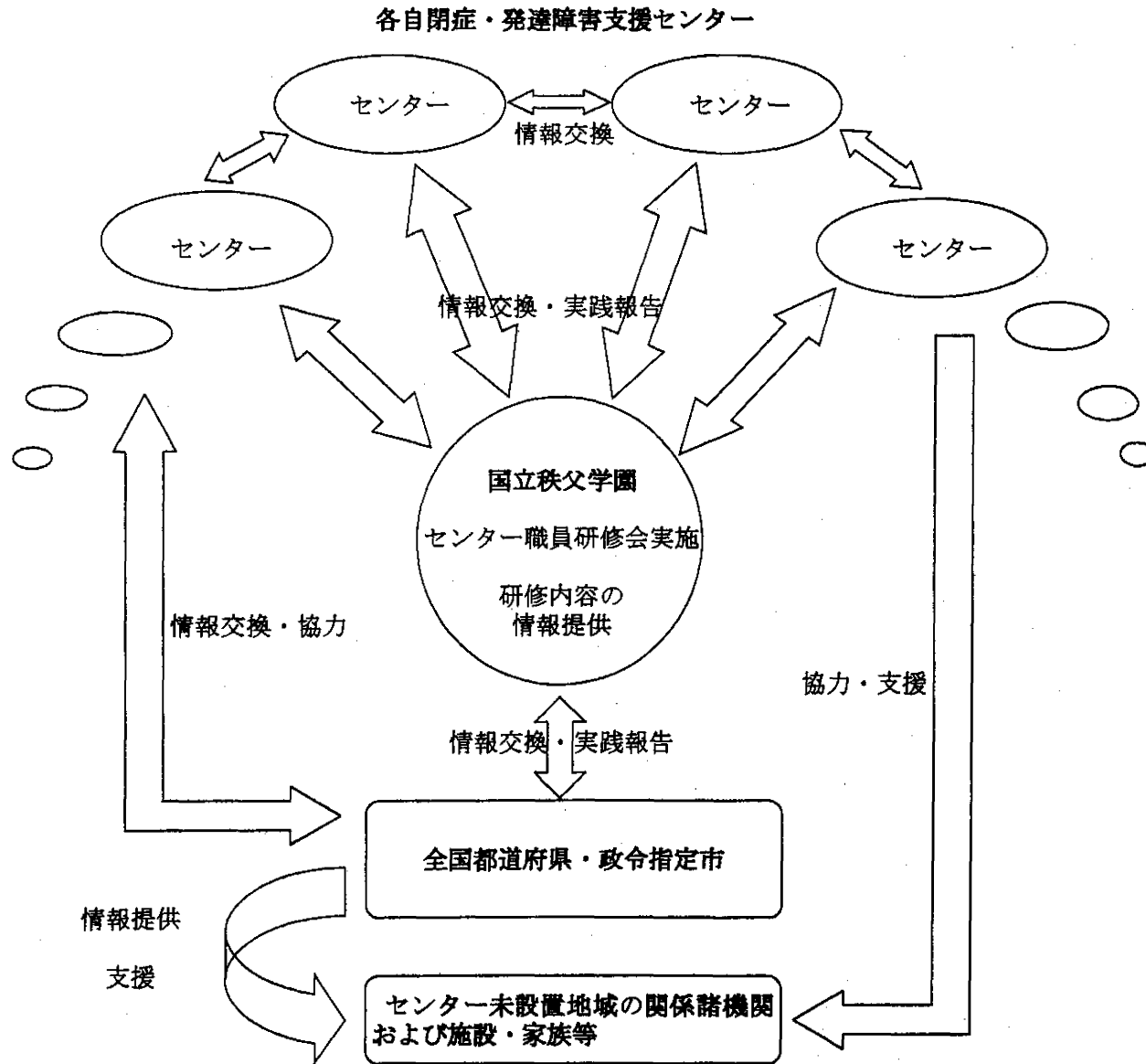


高次脳機能障害者・家族活動の支援

3 自閉症・発達障害支援センターネットワーク概要



(参考) 自閉症・発達障害支援センターネットワーク [概念図]



4 平成16年度 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における研修の概要(案)

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
補聴器等適合判定医師研修会	聴覚障害者の補聴器適合判定に従事する医師の研修を行い判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、補聴器適合判定に従事する耳鼻咽喉科医師。	【第1回】 7月5日(月)～7月9日(金) 【第2回】 1月31日(月)～2月4日(金)	5日 5日	76名 76名
音声言語機能等判定医師研修会	脳卒中等による疾病や先天性が原因で、音声・言語(そしゃく)機能障害をもつ身体障害者の判定に必要な研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、音声・言語(そしゃく)機能障害の判定に従事する耳鼻咽喉科医師。	9月13日(月)～9月17日(金)	5日	30名
義肢装具等適合判定医師研修会	身体障害者の義肢装具等適合判定に従事する医師の研修を行い、義肢装具等判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、義肢装具等の適合判定に従事する医師。	【第1回】 12月6日(月)～12月10日(金) 【第2回】 3月14日(月)～3月18日(金)	5日 5日	100名 100名
視覚障害者用補装具判定医師研修会	視覚障害者の支援に携わっている者に視覚障害者の生活全般に関する生活支援の知識と技術を修得させることによりその資質の向上を図ることを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、視覚的補助具の適合判定に従事する眼科医師。	12月13日(月)～12月17日(金)	5日	20名
15条指定医師研修会	各都道府県、指定都市及び中核市が、身体障害者福祉法の規定に基づき行う身体障害者手帳の交付事務において、国が示す身体障害認定基準(ガイドライン)に基づいて公平、適正な障害認定事務を運用できるよう、身体障害法第15条に規定する医師に対し、身体障害者認定基準等の必要な知識等を習得させることを目的とする。	①都道府県等が設置する身体障害者更生相談所に勤務(嘱託医を含む)する医師 ②都道府県等が身障法第15条の規定に基づき指定した医師で、都道府県・指定都市及び中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	2月21日(月)～2月22日(火) (予定)	2日	60名

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
更生相談所長等研修会	更生相談所の所長等に対して、地域リハビリテーション、利用者処遇、福祉機器の活用等により、更生相談所の役割機能が十分に果たせるための医学的な意見交換等を含めた研修を実施し、更生相談所業務の円滑な推進に寄与することを目的とする。	更生相談所所長及び更生相談所長が推薦する職員。	11月11日(木)～11月12日(金)	2日	50名
義肢装具士研修会	義肢装具の製作、適合評価等に関わる専門職員に対して座位保持装置の専門的知識及び技術を習得させることを目的とする。	義肢装具士養成校、リハビリテーション病院等において、義肢装具に携わる者で所属長の推薦する者。	9月6日(月)～9月9日(木)	4日	20名
作業療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する作業療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者(児)更生援護施設、肢体不自由施設、病院等において、現に作業療法に従事している者で、免許を有し、所属長の推薦する者。	10月6日(水)～10月8日(金)	3日	20名
理学療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する理学療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者(児)更生援護施設、肢体不自由施設、病院等において、現に理学療法に従事している者で、免許を有し、所属長の推薦する者。	11月16日(火)～11月19日(金)	4日	20名
リハビリテーション心理職研修(基礎)	身体障害者の心理専門職業務に従事しリハ領域の経験の浅い職員を対象として、心理専門職に関する基礎的知識及び技術の研修を行い、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市及び中核市又は身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において、現に心理専門職の業務に従事している者で所属長の推薦する者。	5月17日(月)～5月21日(金)	5日	20名
リハビリテーション心理職研修会(応用)	身体障害者の心理専門職業務に従事する者を対象として、実務に必要な専門知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市及び中核市又は身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において、現に心理専門職の業務に従事している者で所属長の推薦する者。	9月27日(月)～10月1日(金)	5日	20名

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
言語聴覚士研修会	聴覚障害、音声機能障害及び言語機能障害のリハビリテーションに従事する言語聴覚士を対象として実務に必要な専門的知識及び技術を習得させその資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者(児)更生援護施設、病院等において現に言語訓練等に従事している者で、免許を有し、所属長の推薦するもの。	11月24日(水)～11月26日(金)	3日	30名
視覚障害生活支援研修会	視覚障害者の支援に携わっている者に視覚障害者の生活全般に関する生活支援の知識と技術を修得させることによりその資質の向上を図ることを目的とする。	都道府県・指定都市及び中核市又は身体障害者更生援護施設、盲児施設、病院等において視覚障害者の支援に携わっている者で、所属長の推薦する者。	6月7日(月)～6月11日(金)	5日	20名
身体障害者更生相談所身体障害者福祉司等実務研修会	各都道府県・指定都市が設置する身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司等に対して職務上必要な技術と知識の習得・訓練を行い、職務能力の向上を図ることにより身体障害者更生相談所業務の円滑な推進に資することを目的とする。	身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司等であって、都道府県・指定都市及び中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	7月12日(月)～7月16日(金)	5日	60名
手話通訳士専門研修会	手話通訳業務に従事している手話通訳士に対して、より高度な通訳技術が要求される通訳場面に対応できる専門的知識と技術の習得に関する現任訓練を行い、聴覚障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。	手話通訳関連業務に従事している手話通訳士で、所属長の推薦する者。	10月25日(月)～10月29日(金)	5日	20名
リハビリテーション看護研修会	リハビリテーション看護に必要な基礎知識を習得し、その資質の向上を図るとともに障害者の看護の充実に資することを目的とする。	身体障害者の看護に従事し、看護師、准看護師の免許を有している者で、所属長の推薦する者。	10月19日(火)～10月22日(金)	4日	50名
福祉機器専門職員研修会	福祉機器に関する専門職員に研修を行い、福祉機器の使用について指導等に必要な専門的技術を習得させることを目的とする。	身体障害者更生相談所、市町村、福祉事務所、社会福祉施設、リハビリテーション病院等において、福祉機器相談等を担当している専門職員で、所属長の推薦するもの。	1月11日(火)～1月14日(金)	4日	60名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
靴型装具専門職員 研修会 (応用)	義肢装具士に対する靴型装具製作技術の訓練のため、必要な専門知識と技術を習得させることを目的とする。	義肢装具士に対する靴型装具製作技術の訓練のため、必要な専門知識と技術を習得させることを目的とする。	8月23日(月)～8月27日(金)	5日	15名
盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会(前期) 盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会(後期)	盲ろう者のコミュニケーション通訳に従事している者に対し、会話用点字及び盲ろう者用会話等の専門的知識と技術を習得させ、各地域における指導的役割を担う人材育成を図ることを目的とする。	市(区)町村において、ガイドヘルパーとして従事している者及び現に身体障害者更生援護施設等において盲ろう者の通訳介助業務に従事している者で、都道府県・指定都市及び中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	【前期】 6月21日(月)～6月25日(金) 【後期】 11月8日(月)～11月12日(金)	10日	20名
介助犬・聴導犬訓練者 研修会	介助犬・聴導犬の訓練に従事している者を対象として、訓練に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	介助犬・聴導犬の訓練に従事しているもので、所属長の推薦する者。	1月17日(月)～1月21日(金) (予定)	5日	20名
高次脳機能障害支援事業関係職員研修会	高次脳機能障害者の診断、評価、リハビリテーション、支援など関連する諸問題について、都道府県・政令指定都市における行政担当者、関係機関の担当者(病院の医師及び関係する職種並びに福祉施設の担当者等)が必要な知識及び技術を習得することを目的とする	都道府県・政令指定都市における行政担当者、並びに、関係機関(身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、保健所、病院及び福祉施設等)において、診断、評価、訓練、支援等に携わる医師及び関係する職種にある者で、都道府県・指定都市民生主管部(局)長から推薦のある者。	【第1回】 7月29日(木)～7月30日(金) 【第2回】 2月23日(水)～2月25日(金)	2日 3日	100名 100名

5 平成16年度 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）における研修概要（案）

No.1

研修会名	目的	受講資格等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者地域生活支援技術研修会	平成15年度から実施に移された支援費制度のもと障害者が地域において自立した生活を営むことができるよう、その支援体制を確保することが喫緊の課題である。そのためには保健、医療、福祉等各種サービスが総合的に推進されることが必要である。 よって本研修会においては地域生活支援業務に必要な知識及び技術を習得することにより、関係職員の資質の向上並びに地域生活支援体制の円滑な運営の確保を図ることを目的とする。	市町村、障害者福祉センター、障害者地域生活支援センター、指定居宅支援事業者及びその他関係施設等において障害者の地域生活支援業務に携わる者	【身体障害者コース】 10月12日（火） ～10月15日（金）	4日	150名	
			【知的障害者コース】 <第1回> 12月7日（火） ～12月10日（金）	4日	180名	
			<第2回> 1月25日（火） ～1月28日（金）	4日	180名	
障害者施設職員研修会	障害者関係施設及び身体障害者福祉センター等の新任職員、機能訓練担当者を対象にその職務に必要な知識、技術等を習得させることにより職員の資質向上を図る。	新任職員（異動による新任を含む）。 OT・PT・スポーツ・レクリエーション指導員等で機能回復訓練を担当する者及び補助者として訓練に携わる者。	6月1日（火） ～6月3日（木）	3日	50名	
			9月28日（火） ～9月30日（木）	3日	50名	
身体障害者福祉センター等職員研修会	身体障害者福祉センターの管理者、職員及び機能訓練担当者について、施設管理、相談指導、身体障害者の機能回復訓練及びレクリエーション活動の実施等、その職務に必要な知識、技術等を習得させることにより、身体障害者福祉センターの活動の充実を図ること。	施設長、幹部職員を対象とし、演題発表、グループディスカッションによる研究討議。 （開催地：愛媛県）。 施設長、幹部職員を対象とし、基調講演、特別講演のほか、身体障害者福祉センター全国連絡協議会総会を同時開催する。	11月25日（木） ～11月26日（金）	2日	50名	
			2月24日（木） ～2月25日（金）	2日	50名	
障害者保健福祉サービスコーディネーション研修会 ～身体障害者コース～	身体障害者が地域で質の高い生活を送れるように障害の特性、地域における保健福祉サービスを展開していくためのコーディネーションの理論と手法について研修し、対象者のニーズに合わせたプログラムを立て、情報の収集・提供に優れた人材を養成し、地域における障害者福祉の推進に寄与する。	都道府県、市町村、福祉事務所、社会福祉協議会、保健所、身体障害者福祉センター等地域利用施設（各種通園事業、デイケア事業を含む）に所属し、地域において障害者福祉に携わる者。	<ベーシックコース> 7月6日（火） ～7月9日（金）	4日	150名	
			<アドバンスコース> 1月11日（火） ～1月14日（金）	4日	50名	

研修会名	目的	受講資格等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者保健福祉サービス コーディネーション研修会 ～知的障害者コース～	知的障害児・者の障害特性を理解し、地域生活を送る上での保健福祉サービスを円滑に行うためのコーディネーションの理論と手法について研修し、対象者のニーズに合わせたプログラムを立て、情報の収集・提供等に優れた人材を育成し、地域における障害者福祉の推進に寄与する。	都道府県、市町村、福祉事務所、社会福祉協議会、保健所、知的障害児(通園)施設、知的障害者援護施設等に所属し、地域における障害者福祉に携わる者。	<第1回ベーシックコース> 6月15日(火) ～6月18日(金) <第2回ベーシックコース> 9月7日(火) ～9月10日(金) <アドバンスコース> 3月8日(火) ～3月11日(金)	4日 4日 4日	180名 180名 50名	
障害者のためのレクリエーション 支援者養成研修会	障害者に適したレクリエーション種目及びレクリエーションワークの実施方法並びにリハビリテーションと余暇生活との関連性等について研修を行い、身体障害者レクリエーション活動・支援に習熟した支援者の育成を図ることにより、障害者レクリエーション事業の推進に寄与すること。 第3回は過去の受講者を対象に事例検討、グループ討議を中心に行い、施設でのレクリエーション活動を活性化させる。	身体障害者更生施設等における指導員・各種セラピスト等のうち、とくにレクリエーションワークの研究開発等に関心のある者。 第3回は過去の受講者対象	<第1回> 5月18日(火) ～5月21日(金) <第2回> 8月24日(火) ～8月27日(金) <第3回> 11月16日(火) ～11月19日(金)	4日 4日 4日	50名 50名 50名	修了者は日本レクリエーション協会公認「レクリエーション・インストラクター」資格取得のための一部の履修が免除される。
障害者スポーツ指導員養成研修会	障害者の適性に応じた運動競技種目及び身体運動の実施方法並びにリハビリテーションとの関連性等について研修を行い、障害者スポーツの指導に習熟した指導者の育成を図ることにより、障害者スポーツの推進に寄与すること。	日本社会福祉教育学校連盟加盟校の学生で障害者のスポーツ・レクリエーション活動に興味があり、今後の障害者スポーツ活動の振興に貢献する意欲のある者。	<第1回> 7月20日(火) ～7月23日(金) <第2回> 8月3日(火) ～8月6日(金) <第3回> 2月15日(火) ～2月18日(金) <第4回> 3月22日(火) ～3月25日(金)	4日 4日 4日 4日	100名 100名 100名 100名	(注) 修了者は日本障害者スポーツ協会公認「初級スポーツ指導員」の資格取得を申請することができる。

※ 上記の研修会概要は都合により変更することがあります。

(その他) 平成15年度に実施した「福祉施設職員向け コミュニケーション技術・IT活用技術研修会」は今年度も実施する予定です。開催内容等は別途定める予定。

6 平成16年度 国立秩父学園附属保護指導職員養成所における研修の概要(案)

研修会名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
新任職員コース	知的障害関係施設で直接援助職員として働くために必要な基礎的な知識を習得し、福祉の心を培い資質の向上を図るとともに、参加者相互の交流を図ることを目的とする。	知的障害関係施設の職員	9月13日(月) ～9月17日(金)	5日	40名
指導員・保育士コース (春)	知的障害関係施設で働いている職員に、講義を中心に知識技術等を学ばせ、資質のさらなる向上を図ることを目的とする。 テーマ「医学・治療・援助技法を中心に」	知的障害関係施設の職員 (看護師等も含む)	6月7日(月) ～6月18日(金)	10日	40名
指導員・保育士コース (秋)	知的障害関係施設で働いている職員に、講義・実習・見学を通して基礎的な理論を学ばせ、実践の場で生かせる技術を習得させることを目的とする。 テーマ「暮らしを支える ～知的障害者のQOL」	知的障害関係施設の職員 (看護師等も含む)	10月18日(月) ～10月29日(金)	10日	40名
看護師コース	施設の担うべき役割、施設における医療(看護)の役割、知的障害児(者)への看護のあり方、福祉(支援スタッフ)と医療(医療スタッフ)との連携、さらにこれからの地域福祉の中での施設医療の目指す方向等について研鑽を積むことを目的とする。	知的障害関係施設利用者の 健康管理にあたる看護師	7月6日(火) ～7月9日(金)	4日	40名
施設長コース	施設の運営を包括的にとらえ、運営に関する専門的な研修を実施し、施設長の資質の向上、最新の情報の提供、課題を持ち寄っての討議の場とするとともに施設相互の交流を図ることを目的とする。	知的障害関係施設の施設長 または施設長代理	11月9日(火) ～11月11日(木)	3日	30名
テーマ別研修					
①行動障害コース	行動障害のある知的障害児(者)の療育を行う上で必要な専門的理論を学び、実践の場で生かせる技術を習得させることを目的とする。	知的障害施設・重度心身障害児施設・国立療養所の職員及び看護師	12月1日(水) ～12月3日(金)	3日	40名
②自閉症入門コース	自閉症についての基礎的知識を学び、実践の場で役に立つ技術を習得させることを目的とする。	知的障害福祉の仕事に従事している方	10月6日(水) ～10月8日(金)	3日	40名
③移行支援コース	知的障害児(者)の移行支援の考え方や知識技術を学ぶことを目的とする。	知的障害福祉の仕事に従事している方	2月2日(水) ～2月4日(金)	3日	40名

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
知的障害者更生相談所 実務者研修	各都道府県、政令指定都市が設置する知的障害者更生相談所の職員（知的障害者福祉司等）に対して業務を遂行していくにあたって必要な専門的知識および技術を習得させることにより、同更生相談所業務の円滑な推進に資することを目的とする。	知的障害者更生相談所において、知的障害者の相談援助業務に従事している職員で都道府県及び政令指定市の民生主管部（局）長の推薦する方	9月1日（水） ～9月3日（金）	3日	未定
自閉症・発達障害支援 センター職員研修 専門研修	各都道府県、政令指定市が設置する自閉症・発達障害支援センターの職員に対して業務を遂行していくにあたって必要な専門的知識及び技術を習得させることにより、同支援センター業務の円滑な推進に資することを目的にする。 但し、基礎コースと専門コースの2コースを設ける。	自閉症・発達障害支援センターにおいて、自閉症等の特 有な発達障害を有する障害児 （者）に対し、専門的な相談 支援、療育サービスに従事す る職員で各センターの管理責 任者の推薦する方。 なお、他機関で関連のある 業務についている職員の聴講 を認めることがある。	7月2日（金） ～3日（土）	2日	未定
同 基礎研修			2月16日（水） ～18日（金）	3日	未定